

資料 1

事務連絡
令和3年4月9日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月12日以降については、新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第3項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月5日までの24日間とする旨の公示が行われました。

また、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

(別紙1) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日 (令和3年4月9日変更)

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 高橋・高橋・名取・廣瀬・山野・鈴木・矢部

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinngatainmfuru.taisaku001@cas.go.jp